

質問票に対する回答

⑰ ①～⑱ に該当しないもの

4. 住民投票関係について

	質問要旨	回答要旨
1	府市両議会の議員、知事、市長で決めたらよい。なぜ住民投票をするのか。	・大都市地域における特別区の設置に関する法律案に係る国会審議では、法案提案者(国会議員)から「指定都市を廃止して特別区という形にしているのかということについて住民の意思を尊重する、そういうことも大事であろうということで、住民投票を必要とさせていただきました。」との答弁がなされています。
2	・特別区設置に関し決まっていない事項が多い中、住民投票は時期尚早ではないか。 ・今回否決されたとしても何年か後にまたチャレンジは可能か。	・特別区の設置に関する手続きは、大都市地域における特別区の設置に関する法律で、特別区設置協議会において特別区設置協定書を作成し、府市両議会の承認を経て住民投票を実施すると定められています。特別区設置協定書には特別区の区域等を定めることなど法律に規定されている必要な事項については全て決定し記載しており、議会の承認を得ています。 ・特別区設置協議会は平成29年6月に設置され、総務大臣への協議・報告を経て、特別区設置協定書を決定し、同協定書は府市両議会において審議され、本年9月に承認を得て、住民投票が実施されるものです。 ・大都市地域における特別区の設置に関する法律には、複数回の住民投票の実施を禁止する規定はありません。
3	後戻りのきかない重要な施策をたった半数の賛成で進めてしまっているのか。	大都市地域における特別区の設置に関する法律の規定により、住民投票で有効投票の総数の過半数の賛成があった場合は、特別区が設置されることとなります。
4	特別区設置の住民投票の対象者に大阪府民が含まれないのはなぜか。	大都市地域における特別区の設置に関する法律及びその施行令において、住民投票の投票権を有するのは、特別区が設置される市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とされています。なお、広域機能は大阪府で担うなど、大阪府にも影響があることから、府民の皆さまにご理解いただけるよう、引き続きわかりやすく、積極的に情報発信しています。
5	戸籍・住民票が県外にあるが、住民投票を行うことは可能か。	特別区設置に関する住民投票は、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有する者が投票権を有しますが、詳細は大阪市選挙管理委員会(電話06-6208-8511)でご確認ください。
6	長期不在者の投票方法	住民投票では、投票日当日の投票所での投票のほか、期日前投票、不在者投票などの制度がありますが、詳細は大阪市選挙管理委員会(電話06-6208-8511)でご確認ください。
7	・入所・入院中の人も住民投票できるのか。	・不在者投票の施設として指定された病院等の施設に入院・入所されている方はその施設で不在者投票ができます。詳細は大阪市選挙管理委員会(電話06-6208-8511)でご確認ください。

	質問要旨	回答要旨
8	住民投票での有効投票とは何か。	住民投票での有効投票に関するお問い合わせにつきましては、お手数ですが、大阪市選挙管理委員会(電話06-6208-8511)でご確認ください。
9	・投票運動に関する質問	・ご質問いただきました内容は、投票運動に関するお問い合わせですので、お手数ですが、大阪市選挙管理委員会(電話06-6208-8511)でご確認ください。
10	投票率が低い場合、50%もなく20%、30%でも、結果が出ればそれを多数とするのか。	特別区設置住民投票では、投票率に関する定め(例:投票率が一定数に達しない場合に住民投票を無効とするなど)はありません。
11	住民投票に行かなければ自動で賛成ということになるのか。	いわゆる「棄権」は「賛成」に含まれません。
12	コロナ禍で住民投票に行けない人への配慮はされるのか。	新型コロナウイルス感染症への対応については、期日前投票所の増設、投票時間の延長、期日前投票の呼びかけ、投票所の換気、投票所への消毒液の設置、物品の定期消毒などの取組がなされます。
13	議会で決定されたことをなぜ住民投票にかけるのか。なぜ大都市法では住民投票が義務付けられているのか。	・大都市地域における特別区の設置に関する法律案に係る国会審議では、法案提案者(国会議員)から「指定都市を廃止して特別区という形にしていいのかということについて住民の意思を尊重する、そういうことも大事であろうということで、住民投票を必要とさせていただきました。」との答弁がなされています。
14	住民投票を延期することはできないのか。	法制度上、府市両議会において特別区設置協定書の承認の通知を受けた日から60日以内に住民投票を実施することとされており、延期の手続きはありません。
15	今回の住民投票で反対多数となり特別区が設置されない場合、今後同様の住民投票は行わないのか。	特別区設置に関する住民投票を実施するには、再度、特別区設置協定書を作成の上、大阪府・大阪府両議会での承認を得ることが必要です。
16	・住民投票なのに、外国籍の住民には投票権がないのはおかしい。	・今回の住民投票は、大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第1項に基づき実施されるものです。 ・同法施行令第4条第1項には「市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、法第7条第1項の規定による投票の投票権を有する。」とあり、また同条第2項に「法第7条第1項の規定による投票には、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙人名簿を用いる。」とあることから、外国籍住民には投票権が認められておりません。